

情報共有システム利用手引 (建築工事)

2026年（令和8年）9月

福山市

はじめに

情報共有システムは、これまで、公共建築工事において現場代理人と監督員が、図書を印刷し手渡しで行ってきた手続きや書面での打ち合わせなどを、インターネットを介して電子的に行うことで、紙の使用量削減、情報共有の迅速化、人が書面を持参して往復する手間の省力化及びそれらに伴うコスト削減を図ろうとするものです。福山市は、このシステムを公共事業に広く普及することで、建設業の生産性向上を図りたいと考えています。

1 本手引の位置付け

本手引は「福山市発注工事における情報共有システム利用実施要領（建築工事）」の運用に関し必要な事項を定めるものです。

2 情報共有システムの利用上の留意点

I D・パスワードが第三者に渡ると、工事関係図書の漏洩や、改ざんなどの恐れがあります。利用者は、I D・パスワードの管理を徹底してください。

3 対象工事

情報共有システム利用の対象は、特記仕様書又は現場説明書にその旨及び発注者指定型又は受注者希望型の別を記載した工事です。発注者指定型及び受注者希望型については、次のとおりです。

(1) 発注者指定型

設計金額3, 500万円以上の工事で、発注者が指定した工事です。

原則として情報共有システムを利用します。ただし、情報共有システムを利用できない特別の事由がある場合は、工事着手までに当該事由を記載した工事打合せ簿を監督員に提出し、その承諾を得ることで情報共有システムを利用しないことができます。

(2) 受注者希望型

発注時点では、情報共有システムを利用することを想定していませんが、契約時の請負金額が500万円以上で、受注者が工事着手までに工事打合せ簿により、情報共有システムの利用を監督員に申し出れば、情報共有システムを利用することができます。

なお、請負金額の変更は、工事の完成日まで情報共有システムの利用が確認できれば、契約変更を行うものとします。

4 利用範囲

情報共有システムを利用して情報交換及び共有する範囲は、原則として工事関係図書のすべてとします。ただし、この範囲は、監督員と現場代理人に権限が与えられているものに限るものとし、受注者と発注者間における書類は除きます。

5 決裁

監督員と現場代理人間で行う指示、承諾、協議、立会い、検査、報告、確認その他これらに類するものに関する決裁は、情報共有システムによるものとします。ただし、電子化になじまないサンプル類、押印のある原本が必要な書類、色調などを含みデータ量の多くなるものなどは、現物を提出したうえで、決裁は情報共有システムで行ってください。この場合、情報共有システムで工事打合せ簿を回議し、「サンプル提出（〇〇〇について）」と記載するなどして、情報共有システム内の一覧で判別が容易にできるようにしてください。

6 工事検査

工事検査（中間検査、完成検査）は、情報共有システムを利用した工事関係図書は紙に出力せずに、原則として情報共有システムによる電子検査とします。ただし、現状の通信環境においては円滑な表示に支障がある等の場合は、情報共有システムからダウンロードしたデータによるオフラインの電子検査も可能とします。また、会社からパソコンを持ち出すことができないなどの理由があれば、監督員との協議のうえ、従来通り紙による工事検査も可能とします。

なお、電子検査に必要なパソコン及びその他の機器（モニター、ケーブル等）は、受注者が準備し、操作してください。

7 工事完成時の提出図書

受注者は、工事完成時の提出図書のうち、情報共有システムを利用したものを原則として電子媒体（CD-R等）に記録し、監督員に提出するものとします。ただし、監督員との協議をしたうえで、紙での提出も可能とします。

8 利用する情報共有システム

利用する情報共有システムは、（一社）広島県土木協会（以下「土木協会」という。）が提供している「広島県工事中情報共有システム」（以下「本システム」という。）とします。

8-1 参照資料

本システムの利用は、本手引によるものとしますが、本手引に記載のない事項は、広島県工事中情報共有システムのポータルサイト（以下「システムサイト」という。）の「マニュアル／各種資料」画面にある操作マニュアル等及び土木協会の広島県工事中情報共有システムのポータルサイト（以下「協会サイト」という。）の資料を参照してください。各参照資料については福山市の諸基準に整合するよう適宜読替えを行ってください。

8-2 利用手順

利用手順については次のとおりです。

(1) 利用申込

受注者は、協会サイトにある「広島県工事中情報共有システム利用申込書」に必要事項を記入し、土木協会へ申込みをしてください。また、土木協会へ利用申込をする際、総括・主任・担当監督員の名前と工事の案件整理番号4桁が必要となりますので、監督員から指示を受けてください。

(2) 利用料の支払い

受注者は、工事毎に利用料を土木協会に支払うものとします。支払の手順は、システムサイトにある「市町及び公的団体発注案件の手続き（マニュアル）」を確認してください。

(3) 案件情報の変更

異動等による監督員の変更、工期、請負金額及び技術者の変更など登録事項に変更が生じた場合、受注者は、協会サイトにある「広島県工事中情報共有システム変更申込書」に必要事項を記入し、土木協会へ変更申込をしてください。

(4) 工事関係図書の提出と決裁

本システムで利用する工事関係図書における具体的な回議や決裁の操作方法については、システムサイトにある操作マニュアル等を参照してください。また、本システムの工事履行報告書は、初期設定では総括監督員に回議できないため、総括監督員を追加してください。段階確認書及び材料確認書等における3巡型の書類は、決裁までの手順が複雑なため、システムサイトにある「工事決裁経路一覧」を参照してください。

なお、本システムで出力される書類の押印欄にある“監督員”は、“担当監督員”と読替えてください。

(5) 工事検査

情報共有システムによる工事検査は、未決裁の書類がないように確認してください。

(6) 工事関係図書の保存

本システムを利用した工事関係図書は、工事完成後に本システム内の保管管理システムに保存されますが、福山市では、この保管管理システムは利用しません。受注者は、本システムに保存されたデータは、工事の完成通知を行う日までに電子媒体でその他の図書と共に監督員に提出してください。その際、本システムでチェックを行い、エラーを修正した状態でダウンロードを行ってください。ダウンロードしたデータはZIPファイルとなっているため、これを解凍したフォルダ及びファイル構成のままの状態電子媒体に記録してください。

(7) 案件完了処理

監督員は、検査が完了し本システムを利用した工事関係図書に不備がないことを確認した後に、本システムの案件完了処理を行います。

なお、福山市では本システム内の保管管理システムは利用しないため、案件完了処理を行うと、本システムを利用した工事関係図書の閲覧ができなくなりますので、必要なデータは必ず案件完了処理の前にダウンロードして保存してください。

(8) 連絡機能について

本システムには、メールのような機能があり、工事打合せ簿で回議する前のチェック図のやり取りなどに利用できます。また、工事関係図書の処理や共有を行う以外にも、「スケジュール」や「コミュニケーション」の機能があるので、必要に応じて利用してください。

9 運用方法全般に関する問合せ

福山市 技術検査課 Tel : 084-928-1176